

令和 6 年第 6 回 神崎町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 12 月 6 日 (金曜日) 午後 2 時 00 分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 2 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第 3 号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第 7 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 6 年度神崎町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 6 年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 6 年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 議案第 11 号 令和 6 年度神崎町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 陳情第 1 号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情書

追加議事日程

- 追加日程第 1 議案第 12 号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	池田	孝幸	君	2 番	鈴木	司	君
3 番	椿	浩一	君	4 番	大原	秀雄	君
5 番	高柳	智	君	6 番	荒井	葉一	君
7 番	鈴木	節子	君	8 番	石橋	伸一	君
9 番	高橋	正剛	君	10 番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君			
教 育 長	小川	泰求	君		総 務 課 長	廣瀬	裕 君
総務課企画財政担当課長	池上	至人	君		町 民 課 長	澤田	達也 君
まちづくり課長	石橋	正彦	君		まちづくり課主幹	椿	一星 君
保 健 福 祉 課 長	浅野	憲治	君		教 育 課 長	堀越	浩 君
教育委員会主幹	大野	和義	君		会 計 管 理 者	瀧川	美恵子 君

職務により出席した者

事 務 局 長	本宮	賢	君	書	記	古里	卓実 君
---------	----	---	---	---	---	----	------

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） 昨日に引き続き、会議を再開いたします。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りします。

休会中に町長より、議案第12号 工事請負契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

議案第12号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。追加日程及び議案を配付させます。

（日程及び議案の配付）

○議長（高柳 智君） 配付漏れはございませんか。

（午後2時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（高柳 智君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いいたします。

◇ 10番 寶田久元君 ◇

○議長（高柳 智君） 10番 寶田久元議員の質問を許します。

○10番（寶田 久元君） ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

12月定例議会が行われると、年の瀬になったと、毎年のことですが感じます。今年を振り返れば、元旦に能登半島を襲った大きな地震で、令和6年の幕開けでした。また、大きな選挙の年だったとも思います。まず初めに東京都知事選があり、圧倒的な人気で小池知事が3選されました。10月には自民党総裁選があり、岸田総裁は退陣さ

れ、9人もの候補が出て、誰もが過半数に届かず、上位2名の決選投票となり、石破さんと高市さんの争いとなり、その結果、石破さんが自民党の総裁になりました。同じくして立憲民主党も代表選となり、野田さんが代表に返り咲きました。

自民党も立憲民主党も党首が替わり、臨時国会が開催され、すぐ衆議院が解散されました。自民党は裏金問題、いわゆる政治の金で逆風に立たされ、選挙の結果、単独過半数を割ってしまい、少数与党になり、国会運営が窮地に立たされました。この件に関しては後で質問します。

海外に目を向ければ、現在では世界の保安官で、豊富な経済力と巨大な軍事力を持つアメリカ合衆国で大統領選挙が行われ、トランプ対ハリス候補が、下馬評では接戦だと言われましたが、票を開けてみればトランプ候補の圧勝で、トランプ氏が大統領に返り咲きました。

さて、質問ですが、少数与党になった自民党は、公明党と自公連立を組んでも過半数には届かず、国民民主党に協力を求めて国会運営をしなければならなくなり、国民民主党が選挙公約で103万円の壁を引き上げるという公約で、自民党もその条件をのむみたいですが、仮に103万円から178万円に引き上げたら、税金が年間で7兆円から8兆円の減収になると試算され、地方財政にも大きな減収となるということです。さきに行われた全国知事会では、減収分を国に対して地方交付税や臨時財政対策債で補ってくれるよう要望しているようですが、これが実施されたら本町にも大きな影響があるのでしょうか。

あとは自席で質問します。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問に答えさせていただきます。

昨今言われております、この103万円の壁、こちらが178万円まで上がった場合ですが、けれども、本町の町民税に影響額ですが、試算ですけれども、約1億円の減となる見込みでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 本町でも1億円の町民税の減収、これは課長、相当大きい減収にはなると思いますが、これに関しては国会で今いろいろ、地方の税金を守ると言っているわけですが、やはりこの減収分を何で補うかといった場合には、私が今話をしましたけれども、全国知事会では地方交付税、臨時財政対策債などで国に持ってもらわなく

てはしようがないかなということですが、本町の場合の1億円の減収は大きいでしょう。それでどうしますか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

確かに本町、住民税に関しましては、およそ2億7,000万が年間で取れる金額でございますので、そのうちの1億が減ということですから、約3割から4割程度の減ということで、影響はかなり大きいものになるろうかと思います。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町長、1億円の3割、4割の減収だと言いますが、まだこれは決定ではないからあれですけども、今現在国会でもやっていることですが、大体これが103万円が178万までは上がらないような情報もありますけれども、1億円の減収、首長のあたりでも、ここだけで1億円の減少になるのは、やはり国にその補填は見てもらうほかないのかなというような感じがしますが、町長の1億円の減収はどのように考えますか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） やっぱり1億円というのは大変大きな金額でございます、町にとっては打撃が大きいと思います。今寶田さんがおっしゃいましたように、全国知事会でも、もう国に要望を出したということでございますが、実は全国町村会の大会がこの前、11月20日にございまして、これで町村会として国に要望を出すということで出しております。そうした、みんなで盛り上げていこうと今ありますので、国のほうとしても何らかの対策を取ってくるのではないかなというふうに期待をしているところでございます。

一番今可能性があるのは、先ほど議員さんが言われましたような臨時対策債ですか、あるいは交付税の割り増しか何かを見てもらうような形で、ぜひお願いをしていくしかないのかなと思っています。これはもう少しするとはっきりしてくるのかなと思います。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 澤田課長、これは勉強ですからあれですが、103万円の壁とはどういうわけなんですか。これが国民民主党の試算だと、178万円には、最低賃金が今現在1,080円くらいまで上がっている、その計算でやるわけですが、この103万円というのは、扶養の問題とかいろいろなことがありますけれども、この103万円というのはどういうことですか。これお願いします。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、ここで言っている、この103万円ということですが、所得税におきまして、103万円までは非課税になります。内訳としましては、皆さん申告をなさるときに必ずつけられる控除として、基礎控除というものがあります。これは皆さんつけられますので、これは48万円、さらに給与収入の場合ですと、これを所得に計算をし直すときに、定まった率や金額のほうを減額して所得額を計算するようになるんですが、この最低の額、一番下の額が55万円になります。ですので、この55万円と48万円を足すと103万円、これ以下であれば所得税はかかりませんという、これが、いわゆる103万円の壁と言われているものであります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私のところで、パートですよ、パートで来ていて、旦那さんの扶養になっているからというわけで、要するに計算しながら仕事をやっているわけなんです。それが103万円を超えると、今課長が言った、今度税金がかかるようになったらわけですから、扶養から外されるようになるわけですか。それが103万円の壁なんですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、この103万円という金額ですが、これはあくまで所得税の課税非課税の基準となる境目の壁と言われるものになります。また、扶養というか、社会保険等のものになりますと、またちょっと控除額というか、この壁の種類が増えてまいりまして、具体的に言いますと、まず106万円、給与収入106万円を超えると、社会保険等への加入義務が生まれてきます。ただし、それは一定の条件を満たすということになっておるんですが、勤務先の企業規模とか、週に何時間以上働いているかなど様々な要件があつて、これを満たすと、106万円を超えた時点で社会保険に自分で入らなきゃいけないということになります。詳しくその要件を言いますと、勤務先の企業規模が51人以上の企業である。給与収入が106万円を超える、これは大体月でならすと、月8万8,000円以上になる。また、週20時間以上勤務されている。2か月を超えて働く予定である、継続的に働く予定であるという、この大きく4つの要件がありまして、これを満たすと、106万円を超えると社会保険に自分で加入しなければいけないということになります。また、その先に今度130万円の壁というのがあります。

こちらは、もうこの130万円を給与収入を超えますと、旦那さん等の社会保険の扶養に入れなくなる金額になります。ですので、もう収入が130万円を超えた時点で、ご自分で社会保険に入られるか、あるいは国民健康保険等に入られるかというところの判断になるということでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 51人以上の事業所と今課長が話しましたが、私のところは零細ですから、20人程度ですが、よくパートの人が130万を超えるかな、超えないかななんて、今もう年内になってくると、よく計算し始めるんです。要は、扶養から外れる、外れないというのは、私は130万とは思っていました。それが103万円の壁とか、今課長がお話ししましたとおり、106万円の壁というのは、これは低かったかなと思うんだけど、要するに扶養から外されるのが130万ではないわけですか。この103万、106万円と130万の3通りありますが。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、この扶養ということですが、社会保険でいいますと、旦那さんの扶養に入られているパートの方、奥様が、その社会保険から抜けなきゃいけない金額というのは130万円で、ただ言ったように、寶田さんお勤めのところで50人以下であるということであれば、この106万からの要件に引っかからないので、130万円までは旦那さんの扶養に入れるという形です。この103万というところが、これは申告、所得税でいいますと、給与収入が103万円以下であれば、いわゆる扶養主は扶養控除としてお子さん等扶養に取ることができることとなります。そこで、この扶養という捉え方が、所得税上と社会保険上でちょっと金額が違うので混乱しやすいんですけども、社会保険に関しましては130万というリミットがございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。103万、106万、私はもう130万というのが頭にあったから、この国民民主党が掲げた103万円はどうなのかなといったら、のみ込みが悪いですが、今の課長で幾らか分かってきました。

次に、ガソリン税の一部軽減だということで、トリガー条項というものがありますが、これに関して、今度ガソリン税に関しての説明をお願いします。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、ガソリン税ですけれども、大きく分けて本則の税率と特例の税率ということで、2段重ねになっております。本則の税率については、1リットル当たり28.7円、特例税率が1リットル当たり25.1円ということで、今合計で53.8円、これがガソリン税と呼ばれているものになります。

寶田議員おっしゃる、このトリガー条項でございますけれども、こちらは、レギュラーガソリンの平均小売価格が3か月連続で1リットル当たり160円を超えた場合に、先ほど言った特例税率分、これ25.1円になるんですが、の徴収をストップさせるというのがこのトリガー条項ということになります。また、トリガー条項が発動された後、レギュラーガソリンの、また平均小売価格が3か月連続で、今度は130円を下回った場合は、またこの特例税率分の課税が再開される、これが一応トリガー条項と言われるものであります。ただし、今のこのトリガー条項でございますが、平成22年にこの条項ができたんですけれども、その後、平成23年東日本大震災の復興財源確保ということが目的として、こちらのほうが今現在凍結されているという状況でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ガソリン1リットル、今160円から170円、安いところは150円台でも、そのうち53円が税金なわけですか。約3分の1税金ですか。分かりました。

それで、林前代議士とよくいろいろお話聞いていると、ガソリンが今160円が、これ平均でと言いますが、今現在もこの25円ですか、これは税金が引かれている金額で、小売店が、その小売店によって違いますけれども、150円台もある、160円台もある、高いところは170円近くあるが、この25円は今のガソリンの値段では、税金はかかっていないわけですか。25円。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

今現在は、このトリガー条項が凍結されている状態ですので、今のガソリンの小売価格の中には、この特例税率分の25.1円、これも含まれた形になっているということです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今のガソリン値段は市場でのガソリン値段ということでもいいわけですね。分かりました。この103万円とトリガー条項、勉強になりました。

次に、今日議員と町長と局長と、まちづくり課の関係者で、町内の施設を午前中視察してまいりましたが、武田地先の残土も車中から見ました。もう5年も前です。これ、いろいろな問題になっている。もう課長は変わっちゃっていて、当時の課長は保健福祉課の浅野さんで、その担当者が、古里さんが議場でも今いますが、5年前大変なことが起きていたところに、それはそれなりに落ち着きましたけれども、条例違反だということは聞いております。今回、まだ上に大型ダンプで、10台ではきかないな、今日は降りて計算すればよかったけれども、車中からですが、また盛られた。この辺に関しては町のほう、要は町が条例を出しているから、町のほうに連絡があったのか。町のほうは町民課でしょうが、この事実は把握していますか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問に答えさせていただきます。

まず、こちらの事業というか、土入れに関しまして、町に届出等は一切ございません。現場のほうの把握をしているかということですが、10月の末に約2日間、大体夜間にこちらのほうに運び入れがされてしまったということで、現場のほうは私のほうでも確認しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 届出はなく、現場のほうは確認しているといっても、条例違反だということで、日本は法治国家だから、これを警察か県のほうか、いろいろなところの監督官庁に役場から届けた、報告しましたか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問に答えさせていただきます。

今回の件に関しましては、まだこの事業者が全く特定できないという現状ですので、一応パトロールの強化ということで、神崎の駐在さんに一緒に届出をいたしまして、共にパトロールの強化に努めるということで依頼をかけてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この今回の件に関して、武田地先の人から、「寶田さん、まだ大型ダンプであそこに残土が運ばれている」と。多分この大型ダンプは、入ってくるのは大貫、荒井さんの前を通過して、空で立野を回って帰るような、5年前はそういう状況だったんです。この状況を、今回の場合には白井さんに報告、通告したということですが、5年前相当の、ちょうど5年前の10月、12月、今頃まで3か月ぐらいや

っていたわけです。1日何十台って、浅野課長らは陰で台数を数えていたみたいですが、その当時、私も何回かそこに調査に行ったんですけれども、これは何ですかといったら、自分の土地を自分で埋めていったら何も文句ないだろう。今、どの人がやったと分からないといっても、町民、町では地主は把握しているわけだから、その地主のほうには注意とか、何か勧告、警告か何かはやらなかったですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 答えいたします。

こちらの土地の所有者に関しまして、町のほうから、この事業に関して把握しているかどうかという確認の通知のほうはお出ししておりますけれども、本日現在で、今のところ、まだ回答等はいただいております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 隣に事業をやっている万結工業の人が、私もほら、1日か2日であれだけ運んだから、それは後から把握していったから、万結工業の社長には、やっている業者に何をやるわけですかと言ったら、資材置場というような看板が立っていますが、私たちは人に頼まれたから分からない。で、誰に頼まれたかと言ったら、言わなかった。それはともかくとして、5年前、普通の人がやっているのではないなとは思ひまして、私と、今議員になっている鈴木司議員、あとは村田好男さんとか、佐原の岩ヶ崎の人、何人か行ったんですが、その人たちが今度、やっている業者が、威嚇じゃないけれども、追いかけて歩くんです。それで自宅の前まで追って、それでそこにとまっていて、あとは何も言いませんが、私も追いかけてきました。白井さんが「何かあったら110番してください」と言いましたが、町長が5年前に町長になったあたりですぐですね。私は町長室へ行きましたが、町長は現場には恐らく1回も行かなかったんじゃないかなというような気がしますけれども、町長、当時やっているとき現場に行きましたか。今日は行ってみました。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 答えいたします。

5年前も何度かお伺いしております。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 澤田課長、これはやっぱり自分の土地で、ただあそこに盛ってあって、今日も行きましたが、資材置場といっているから、まあこれはこのまま、本来なら町の条例で埋立ての規制があるんだから、町に届出が必要だろうけれども、

このまま泣き寝入りでしょうか、町としては。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えをいたします。

現状、2日間で、今日ご覧いただいた状態のまま、今現場のほうでストップしてしまっているということで、今後も引き続き、今も毎日状況等は確認しながらおりますけれども、これからも現場のほうのパトロールを続けて、何とかその現場で事業主特定できるように対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 次に進みます。

次が武田古原線で、今お話しした万結工業の前から、鳥打の坂に向かって、大貫側に向かって舗装をやり直す、これは当初予算で入っていてあれですが、まだ工事に入っていない。いつ頃からやるわけなんですか。3月中までにはできるでしょうか。まちづくり課長、昨日の成田神崎線ではないけれども、はっきりと期限がいつからやっていつで終わるとは言えませんが、担当はこれは椿さんかな。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

町道大貫武田線の舗装工事についてでございます。今年度の舗装工事は、株式会社万結工業から大貫方面へ延長220メートルの工事を実施いたします。内容といたしましては、舗装の張り替え、白線の引き直し、路肩のグリーン舗装となっております。契約の状況ですが、今年の10月31日に建設工事請負契約のほうを締結しております。現場着手は年明け、1月中旬を予定しております。工期はおおむね2週間程度という予定になってございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番、寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 問題は、椿さん、万結工業から大貫寄りに、坂の上まで、今220メートルですよね。大分傷んでいます。それで5年前の、あれだけのダンプが、大型ダンプの原因で私は傷んだと思います。これいろいろな事業をやる場合には、特にうちのほうなんかでは、砂取り業者があつて、大型ダンプが大貫の前を通るとき、道が壊れたら町のほうから原因者負担だということで、当時は大竹助役の人がその業者に立ち会って、工事費の一、少し負担してもらいました。これも原因者が分からないと澤田課長が言いましたが、あの残土を運んだ業者にも、幾らかでもそれを突き止

めて、原因者負担で、全部とは言わない、あれだけのダンプで走ったから相当道路傷んだから、その弁償代じゃないけれども、そういうことは考えないわけですか。それでなくたって、その原因者がどこだかまだ澤田課長は分からないと言っているけれども、地主は分かっているわけだから。その辺の問合せはできないわけですか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えいたします。

現状ですと、原因者負担については、今回の工事については求めないという状況でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 地主の立会で境界線の案をやったみたいです。で、万結工業の前、あれも万結工業が後から取得したところですが、町道が中に大分入っていると言われて、その分は、それは町道だから、ちょこっと中へずらしてくださいと言え、私は私なりに、そこで境界は境界ですからと言いました。それで、その中で今、今度は質問ですが、あそこは通学路になっていて、大貫の米沢小学校に通学する人がいます。去年も白旗神社のわきを舗装のやり直しやったときに、ガードレールをつけないのかなと思いましたが、今回もグリーンの線を引くくらいで、ガードレールは計画はないわけですか。ガードレールの計画は。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、今回の工事は、舗装の張り替え、白線の引き直し、路肩のグリーン塗装ということで、ガードレールの設置というのは今回予定はしてございません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 去年、今年と舗装のやり直しを大貫武田線がやった。もう来年度の当初予算を組む時期にはなってきましたが、来年の3月までには当初予算で。今度鳥打の坂の、その先の計画は、来年度あたりは計画はないわけですか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

町道大貫武田線の舗装工事については、昨年度と今年度での実施ということで、7年度に関しては、こちらのほうの舗装の打ち替えのほうは予定はしておりません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 大分あの5年前のダンプで、どうしても進行方向、左側は全体的に町民グラウンドから、町民グラウンドのところはまだいいかな、それから右に上がる分には、左側が大分下がっているなという気がします。7年度については、その延長は、計画はないというわけですね。確認して、もう少しまでやってもらえれば、坂の下なんかは相当左側がずぐんでいるみたいです。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

平成27年に、路面性状評価図という、町道の傷み具合を判定しているものがございます。そちらに基づいて、7年度以降も傷んでいるところから優先的に、舗装の張り替えのほう行っていくということで、現状町道大貫武田線については、今回の舗装工事という予定となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） その平成27年に、道路の傷んだとかという検査を町中全部やったでしょうが、その基準というのは、ひびがどのくらいとか、どのような基準があるわけなんですか。基準。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

路面のひび割れ率ということで、判定的には3段階、率が40%以上、2段階といたしましては20%から40%未満、一番傷んでいないのが20%未満というような形で、評価のほうしてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） よく分かりました。何だか石橋課長がしゃべっちゃったほうが早かったみたいですが、担当が椿さんですから。

次にラッピングバスですか。4月1日、町をPRするラッピングバスを高速バスの運行が開始され、このバスは銚子から道の駅発酵の里を経由し、東京八重洲口を1日一、二本を運行しているということですが、半年たって、まず、これ当初予算には乗っていたでしょうが、予算はどのくらいかかっていたわけですか。それと半年たって、結構反応が、東京－銚子間ですから、町うちに反応はありましたか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、お答えさせていただきます。

まず予算のほうですが、令和５年度、昨年度でありますけれども、バスへのラッピングを行った費用がかかっております。ラッピング業務費、デザイン料が含まれておりまして、契約金額89万1,000円、令和５年度にかかっております。令和６年度からは、その運行経費といたしまして、フルラッピングをした高速バスが運行経費、契約金額、年間で77万円で運行をしております。

町の方の反応ですけれども、見かけたよという声もいただきますし、また、６月中旬より、観光ブックの『ことりっぷ』の電子版のＱＲコードを高速バスに貼りつけております。そのＱＲコードのアクセスデータ、３か月をちょっと分析したんですけれども、306アクセスあったうち、166アクセスが東京都の基地局から発信されていたということで、東京在住の方にも見ていただいているのかなということで、町のＰＲにつながっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは運行に当たってということで77万、77万毎年かかるわけですか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

年間77万円、毎年かかることになります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それに１日、銚子－東京八重洲間を一、二本取ってやっておりますが、実際には１日何本くらいあれば走っていて、それで１日、午前中１往復、午後１往復、そういう状況なのでしょうけれども、必ず１日２本は走っているわけなんですか。それって１日何本くらい走っているの。分からない。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

銚子－東京間のバスは５ルートございまして、そのうち道の駅発酵のさとうざきを通るルートは２ルートあります。佐原ルートと佐原・小見川ルート、それ以外に、横芝光・旭ルートと大栄・旭ルートと小見川ルートという５本のルートがございます。車両の都合で、この５ルートを交代で１日２往復、まず銚子に置いてありますので、銚子から朝出まして、東京まで午前中往復、午後１往復、１日２往復大体しているような運行であります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 毎日2本これを運行して、年間77万、宣伝費としても、そんなに税金としては無駄遣いではないと私は思います。

実はこの質問をすると考えたときに、思ったときに、たまたまうちの娘が東京でいて、「神崎のバス走ってたよ」と言っていたから、ああ、そうかというわけで、幾らかでも効果があったのかなという気で質問しました。

質問内容はいっぱい、議長ありますが、一つ一つは短いですから、時間内で収まりますから。

次、もう半分も終わってしまいました。マラソン大会の名称変更の要望書が出ていますが、どのような要望書でしたか。出ている場合には、多分教育委員会だと思いますが、朗読してもらえますか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

10月31日付で、神崎発酵マラソンの大会名称を、婚活応援ふれあいこうぎきマラソンに変更してほしいということで、要望書のほうが提出されております。内容の詳細につきましては……。

○10番（寶田 久元君） 堀越さん、すみません。質問違う。私今言ったのは、これ全部をちょっと朗読してもらえますかと。出どころがどうだとか、全文朗読してもらえばいいですから。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） それでは、要望書のほう朗読させていただきます。

神崎発酵マラソンの名称変更についての要望書。神崎町長、椿等様。令和6年10月31日。婚活応援ふれあいこうぎき、千葉県香取郡神崎町神崎本宿 番地、電話080 、事務局、酒井 誠。記。落ち葉が風に舞う頃となりました。神崎町長におかれましては、平素よりご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

神崎町は千葉県で一番人口が少ない、小さな町です。神崎町の人口を増やすために、神崎発酵マラソンの名称を婚活応援ふれあいこうぎきマラソンの名称に変更していただけたら幸いです。

この名称の変更により、婚活イベントでの独身男女を集める経費削減につながり、そして、将来絶大な宣伝効果になると思います。神崎発酵マラソンは、町をよくする町民のことを第1に考えている事業だと思います。もう一つ、町をよくする婚活応援

ふれあいこうぎきマラソンに名称に変更する企画に、ご理解とご協力、応援をお願いいたします。

婚活応援ふれあいこうぎきが、神崎発酵パワーの応援で生まれ変わることができましたら幸いです。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 堀越さん、ありがとうございます。これは教育委員会か、町長か、ただ要望書だけで、ただで検討はしましたか。教育長。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 名称の中で、所内で話はしましたけれども、検討と言えるかどうか分かりませんが、話はしました。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 検討ではなく話をして、ただ要望書というだけで受け取ったみたいですが、町長、これ神崎発酵マラソンは町民をよくする、町民のことを第1に考えている事業だと思いますと言いますが、この名称変更については、町長も知っていますか。それとも教育委員会から上がってはきていませんか。それで、見た場合には、町長の感想でいいです。町長が先頭になって発酵マラソンを、これは椿町長になってから新しい事業で始まったわけですが、この名称変更についてについて、要望書を見てどのような感じをしましたか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 要望書については、私も拝見をさせていただきました。発酵マラソン大会につきましては、発酵をキーワードにまちおこしをというようなことで始めたものでございまして、大変重要な事業というふうに考えています。そういった意味でも、名称の変更は考えておりません。

それから、婚活事業についても、これも本当に大事な事業です。町の将来の担い手を1人でも増やしていくということに関係してくるわけですので、そういった意味でも、今後もいろいろな婚活について、私どもも一緒になって考えていきたいと、こう思っています。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 酒井さん、いい考えでこれ要望書を出したと思いますが、一応は検討はしましたけれども、取りあえず考えていない、それが答弁です。確認して終わりにします。

今日も視察の中で、残土も車中で見ました。その先、旧米沢保育所、ここ、今年になってから、私あそこを毎日、犬の散歩のコースになっていますので、大分枝を払ったり、草を刈ったり、草を刈ったのは、枝を払っているのは役場の職員かなと思っていただけれども、草刈りは業者に任せたのかと思っていますが、大分きれいになっています。何か計画があるわけですか。この担当は何課だか分かりませんが。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

旧米沢保育所の跡地につきましては、現在その利用計画はございません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それで、なぜきれいに清掃したんですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

こちらの箇所につきましては、草が伸び、また電線に、N T Tの電線に樹木の枝がかかっているような状況でしたので、そちらのほう解消するために、除草、伐採をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 地区からの要望とか、周りの人からの要望で、ちょっと町有地が荒れているからというわけじゃなくて、自主的に町がやったわけですか。

それと、まとめて聞きます。町有地でも、町うちにも町有地、もう使っていない、活動も何もしていないのはもっとあると思います。その清掃については、随時総務課のほうで、気がいたら清掃しているわけですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 今回、先ほども申し上げたとおり、N T Tの電線にかかるということで、伐採をしたところであります。

また、総務課が管理します町有地、このほかにも本宿地先の長田の町有地なども総務課の管理となっておりますが、そういった普通財産である町有地につきましては、年に数回除草作業を行っているところでございます。

○議長（高柳 智君） 10番、寶田議員。

○10番（寶田 久元君） N T Tに線がかかっちゃう、東電に線がかかる、そうしたところは黙っていてもN T Tや東電が、枝は地主に許可を得てやっていますが、自主的

に町がやるのも、それはよかったですけれども、N T Tからの注意はなかったですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、東京電力につきましては、電線にかかる枝等は、当該事業主のほうで伐採しているところでございますけれども、N T Tさんにつきましては、そういった要望についてはなかなか受けていただけないということで、今回町のほうで行ったところです。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今度は教育関係行きます。

これは先日の新聞ですが、小中学校、全国で最多の34万人の不登校がある。毎年のように増えているという状況ですが、本町において、小中学校の不登校の状態はないわけですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えをします。

本町においては、まず、不登校と長期欠席というものの定義をちょっとお話をしておきたいと思います。長期欠席というのは、1年、1年間の間に30日以上欠席したもので、そのうち病気、経済的理由、不登校というふうな3つのくくりになります。長欠は1年間で30日ですので、1週間に1日休むと長欠というような扱いになります。その中で、病気、経済的理由以外のものを不登校というふうに言っております。それが統計で、今年度34万人、全国でという話でございます。本町においては、令和元年度3人、2年度6人、3年度5人、4年度4人、5年度8人、6年度、10月までですけれども、5人というふうになっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この新聞にも、不登校は年間30日以上を欠席したのは不登校と見るというわけですが、今統計見たら、大体、ゼロではないけれども、本町でも5人前後が毎年あるわけなんです。それに関しての、これは教育現場だから教育委員会は分かります。どのような指導するか分かりませんが、教育委員会としても、この不登校、ゼロではないから、どのように指導しているのか、考えているのか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えをします。

様々な状況がある中で、まず1か月に1回校長会議というのがありまして、その情

報を交換しています。それで、その中で、子供たちの不登校の状況というのはいろいろあるんですけれども、まず保護者が相談できるような体制、学校としては担任だけではなくて、学校の中にそういう、校長、教頭以外に生徒指導担当とか、教育相談担当というリーダーがいますので、それを中心に、各学校にスクールカウンセラーというのが月2回来ていますので、そのカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、あるいは町の保健福祉課、そういった方々でチームを組んで、一つ一つの状況に応じた指導をしているところです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） いろいろな状況はやるみたいですが、まず不登校になった原因はどうなんだ。年間に五、六人毎年いるわけですから、それが、5人が同じ人がずっとなっているわけだとか、あと毎年、学年が毎年こう上がっていったら、一気にその全部が卒業しちゃうわけじゃないですから、何人が、それとあと原因などを調査したことはないですか。何で学校に行けないのか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 先ほど申し上げましたように、原因は様々でございますので、何でというのは、それなりに聞き取りをしたりはしています。おおよそでいくと、本人の内的、心身の状況といいましょうか、それが多いんだと思いますが、中には起立性調節障害といって、朝起きられない、これは思春期とか学童期にありがちなもので、大人になると消えることが多いんですけれども、中には低血圧とか、そういったものもあるんですが、それはお医者さんの診断を受ければそういうことになるんですけれども、なかなか受けないと、それも病気とは言えないので、不登校の部類になるんだろうと思います。それから、友人関係の問題であったりというようなことが、大きな理由としては挙げられます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） メンタルの問題ですか。私もメンタルは弱いですから、ですが、それでは、いじめというのは、いじめで不登校、そのほか休んでいる場合には、学校から、しょうがないから宿題とか、今現状こういう勉強をしていますから、これを自宅で自習してくださいとか、そういうのは学校ではやらないわけですか。それと不登校、中学生になってくると、今度は進学問題にも問題がありますよね。その辺も検討はしているのか。まとめて聞く。それと、神崎にはないかもしれないですが、不

登校の人だけを集めて別個に勉強しているような、フリースクールとか、パレットルームだなんて都市部にはあるみたいですけども、この香取地域にはそういうのはないわけですか。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。一問一答なんですけれども、今何問ですか。

○10番（寶田 久元君） 一問一答ずつやる。はい。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、いじめはないわけでしょう。いじめと、あとはいじめから聞く。一問一答だから。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） いじめがあるかないかって、不登校に関することによろしいかなと思いますが、統計でいくといじめは非常に少ない。○・何%というところで、本町においても、それがいじめと捉えるのか、友人関係とのいさかいと捉えるのかは難しいところであると思いますけれども、数としては少ないです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 細かく行きます。今度進学問題も中学生になるとあるから、それは学校としては、学校へ来られないんだから、学力が落ちたらしようがないと思って、宿題だとか、今現状はこのようなことだと、宿題出していないですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えをします。

先ほど申しましたように、不登校にもいろいろな形がありますので、全欠に近い子もいますし、そういう宿題を出すことによって、かえってプレッシャーを与えるということもございますので、中にはオンラインで授業を受けていたり、それから週に何曜日かに来るという約束をして、そのときにこのぐらいのことをやりましょうねというのを、お互いの理解の下に出したりということを行っています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 次は不登校の人だけを集めて、民間だか何かがやっている、都市部ではこれはあるということですが、フリースクールとか、パレットルームといってやっている地域もある。この香取地域にはそういうのはないわけですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 香取地区にはないですが、成田市、印西市、佐倉市には、

今言ったようなフリースクールであったりですとか、親の会であったりですとか、サポートルームであったりですとか、本町にもふれあいルームという形で、来られない子の場合には、プラザの一部屋をそのようなふれあいルームという形で使うという体制は取っています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それはそれなりに、年間で五、六人いるけれども、神崎の教育では、不登校に関して大分教育的だとは思いますが。成田市や印西市にもそのようなフリースクールなどあった場合には、そっちへ進めてもどうかなというような、私は思います。

またPTA、今度はPTA行きます。全国的にPTAの活動に、勤め関係で荷が重いということで、いろいろPTA会員を抜ける地域がある。岡山県なんかは県全体で小中学生で、小中学校のPTAがPTA連絡協議会、各県にPTA連絡協議会がある、千葉県にも千葉県PTA連絡協議会というものがあると思います。全国的にあるようですが、岡山県では、これはもう県全体でないという、PTAを廃止したというんですが、本町でのPTA活動についてはどのような状況ですか。PTAからも、勤め関係だとか、PTA活動にはちょっと荷が重いというような苦情は、PTA総会なんかでは出ないわけですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えをします。

中に全くそういう声がないというわけではないと思いますが、そういった大きな声というのは聞いておりません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 教育長、私は横文字ちょっとあれですが、PTAというのは何と何の頭文字だか、どういうことで、これPTAというのは、それが、多分分かると思いますけれども、それは説明できますか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） ペアレンツアンドティーチャーズアソシエーション。PTAのPはペアレンツ。

○10番（寶田 久元君） 日本語でできませんか。

○教育長（小川 泰求君） 親です。ティーチャー。

○10番（寶田 久元君） 親、ティーチャー。

○教育長（小川 泰求君） アソシエーション。

○10番（寶田 久元君） Pは何。（「Pは親」と呼ぶ者の声あり）

○教育長（小川 泰求君） ペアレンツ。

○10番（寶田 久元君） Tは。

○教育長（小川 泰求君） 先生。

○10番（寶田 久元君） 先生。

○教育長（小川 泰求君） 親と教師の会です。

○10番（寶田 久元君） Aは。

○教育長（小川 泰求君） アソシエーション。会。

○10番（寶田 久元君） 会。はい。分かりました。ちょっと学のある人たちは知っていて、半分私の質問を笑っているんだけど、分からないから聞いているんだから。Pは親、Tは先生、で、Aは会。P T A。これがP T A、これは日本語じゃないなと思ったから聞いたんですが、それで、これ時代の流れで、P T A、特に米沢、米沢学区なんかは、もうP T Aには親が、子供が学校に世話になっているからというわけで、神崎地区もそうだけれども、もう30年も40年も前ですが、P T Aの協力度合いは相当なものだったです。運動会にしろ、何にしろ、いろいろな行事に関して、米小のP T Aの親が、Pのほうで、学校に関する協力度は。米沢小の先生方は、米小というのはいいところだ、こんなに周りから協力してもらってというような声が大分あったんです。運動会、あとは1泊旅行だとか、もうP T A、P T A、次はP T Aの役員になるというのはもう1年も前からプレッシャーがかかって、来年はP T Aやるほかないなというわけですが、だんだんそれはもう薄れてきているのは分かります。時代の流れで。でも今のところ、P T Aの、これといって重荷になるようなことはないというわけですが、例えば草刈りだとか、いろいろな行事に関しても、親のほうから学校のほうに計画を立てるわけですか。学校からこのようにお願いしますと依頼するような関係ですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えをします。

学校で計画を立てるんだと思いますけれども、本部役員、それからP T Aの環境整備だとか、そういった委員会もございますので、そういったところと相談をしながら、除草活動等をしていると思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 親のほうから、これといった苦情がないからいいけれども、それでは米小には草刈り隊とてあるわけなんです。これはP T A、現状のP T Aにはできないから、P T Aが終わった人がやるほかないのか、手伝うほかないのかなというような気がします、この草刈り隊というもの。神崎小には、おやじの会とかいって、やはりいろいろなことでP T Aを補佐している。現役のP T Aが大変だから、終わったP T Aがやっているのか。この草刈り隊とおやじの会、これは現役の人たちが大変だからやるわけなんですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えをします。

私が米沢小にお世話になっていたときは、各地区で除草する場所が決まっていて、当日参加できないからといって、その前日の夕方か朝早く来て、草刈りをさせていただいたりして、終わった後に軽トラが何台も来て、祖父母の方も来ていただいてやっていたような状況でした。大変ありがたいことで、これは地区割りじゃなくても、除草するところがもう地区で決まっているんです。ですから、こちらから指示しなくても、この場所はどこ地区がやるというのは決まっているので、その自分の分以上にやってくださっていたようなことがあります。

その当時よりも人数が半分ぐらいになっていますので、それを卒業していくとき、140周年ぐらいの頃からですか、じゃあせっかくだから手伝って、卒業してからも草刈りぐらいだったら手伝えるということで、草刈り隊ができました。それからおやじの会は、多分平成20年前後ぐらいだったのかなと思いますけれども、おやじの会というのが各地区で、P T Aはどうしてもお母さん方が多いので、お父さん方の会をつくらうというようなのが、都市部でもそのようなことが起こって、神崎小でも今おやじの会を中心に、子供たちに夏思い出をつくらうというようなことで、夜の校舎探検とか、花火大会とか、そういったものをしながら、現役P T Aと協力して活動している組織です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 先生も米小にいたんですか。米沢のP T Aの協力度合いは大きかったと思います。それは分かったと思いますが、今草刈りの話も聞きましたけれども、今はこの近くをどうやる、ここを刈るなど、半分もう義務人足みたいになっちゃっているわけですが、これは今の時代でいえば、それはちょっと重荷かとは思

ます。

それと、おやじの会も草刈り隊も、少子化で子供が少ないから、その分親の数も少ないから、もうPTAのOB会がやっているというような状況なのですね。それは聞いて分かりました。

いずれにしろ、まだ神崎においては、千葉県内においても、PTA連絡協議会には支障がないということを確認して、次に行きます。

最後、本町でのスポーツ少年団は幾つあるか、また、中学校には部活があるか、これはいいです。昨日石橋さんがよくやりましたから、まず昨日の話を聞いていましたが、部活を地域に移行する。そういう動きが全国的に、石橋さんも2回か3回質問していましたが、部活を学校から離すということなのか、というわけなんですか、教育長、これは。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 昨日もお話をさせていただきましたけれども、基本的には学校から部活動は切り離すというのが、国の考えでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、その費用は、今学校の教員の給料は、県の人件費で支払っていますが、それを学校から切り離した場合には、その費用は国が持つわけなんですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 当初、スポーツ庁、文化庁が進めていた頃は、その辺の話は持つような感じでしたが、やはり財務省と折衝したときに、そこまでの金は出せないというようなところで、今受益者負担だとか、そういった話になってきつつあるんだろうと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、分かりました。それを昨日の話では分からなかったからですが、昨日私もその関連で質問しましたがけれども、例えばスイミングクラブ、民間でやっています。それは個人が、要するにお金を払って、親がお金払っている。あとシニア、野球のリトルリーグも、これも民間だから月幾らかは払ってやっているわけ。これを全部移行しちゃった場合には、そんなような感じだから、これは大変だなと思うから、この話は今すぐでは終わらないから、それはそれでいいです。分かりました。

で、部活は時間外だから、時間外を支払う、時間幾らかだなんて昨日言っていました。土日祭日、大会なんかで先生が付き添って部活の大会に行く。そういうの、要するに時間外手当も、それは県が持っているわけですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 昨日もお話しさせていただきましたけれども、平日は一切出ません。休日は4時間以上部活に対応した場合に3,600円というのが、県の特業手当というものでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 1日3,500円、600円。時間。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 4時間以上という明記なので、1日であろうが4時間であろうが3,600円です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 部活も大変だろうけれども、部活の中でも優秀なのは、昨日教育長、神崎中では県大会でこれだけ、長い歴史の中で優秀なのがこれだけ優勝して、あとは何位に入ったというあれですが、その指導に対しても、適材適所の先生を迎えるであろうが、中にはこの部活で教員をある程度採る場合には、教科で採ると思います。部活で採るわけではないから、それでも部活には必ずその部長がついているわけで、経験のない人も部活の部長に入るほかないわけですが、そういう人なんかから苦情なんかはないわけですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えをします。

幸い神崎中の場合には、全部専門家とは言いませんが、少しかじったことがあるのを含めると、全くの素人がやっているわけではないんですけれども、先ほど来話している地域移行の一番の原点は、少子化で子供たちが自分の好きな部活ができなくなるというのが1点、もう1点は、顧問じゃない、今寶田議員おっしゃったように、専門じゃない教員がそこに当てられて審判までするというのは大変苦痛であると。それが大きな流れだったのです。そこに働き方改革が入ってきた。3番目にそれが入ってきたけれども、今働き方改革が最上位のほうに上がってきているというのが現状ですので、専門ではない教員が当たることは往々にしてあると思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これ最後です。まだまだ質問あるけれども、部活をやる場合には、その練習中には必ず部長は付き添っているわけですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 私たちが中学生ぐらいの頃は、顧問が来るってほとんど、大会か大会前日ぐらいしかなかったと思いますが、やっぱり今事故がありますので、顧問が付き添っていないと部活は実施いたしません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これも時代の流れで、今部活で事故が起きたら大変、そこに部長、責任者はいるかいなか。多分先生も私も、年代がそんなには変わりありませんが、部活をやっていて、顧問の先生は、恐らく出てこられない先生なんかもいたんです。それはそのときそのときの時代、そうすると、ちょっと先輩、卒業した先輩がしょっちゅう来て、大した技術の指導はできないけれども、それで練習していたんです。半分いじめみたいなものですが、荒井さんなんかはずっと先輩なんですけれども、いい指導を受けました。

最後に教育長、情報は入っているかも分かりませんが、本町で、来年の選抜甲子園大会の、野球だからピッチャーのエースとして出る人がいます。東北大会で、これは聖光学院で、東北大会で優勝しちゃったわけです。それで仙台育英、名門仙台育英、青森山田、これに勝って、もう東北地方の枠では一番で選抜されると思います。本町で、本町の野球部ではリトルで入っていたわけなんですけど、甲子園に出るということで、神宮大会では東洋大姫路に10対0で大差で負けてしまいましたけれども、この人のお兄さんも2年前に、甲子園にベンチ入りはしたけれども、キャッチャーで第2キャッチャーだったから試合に出られなかった。今回はその弟さんがエースとして、神崎町で恐らく甲子園に出たのはこの兄弟くらいだと思います、長い歴史の中で。こういうのを、まず教育長に聞いてから町長に聞きますが、こういう選手が神崎町として出たからどのように考えていますか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えをします。

まだ100%決まったわけではないんですが、ほぼ、九分九厘甲子園出場だと思います。お兄さんのときには横断幕を作りましたので、そういう形もあろうかと思いますが、まず現役、今の中学生にこういった先輩がいるというようなことはお伝えしなが

ら、より、今まで以上に勉強、それから部活に励むようなお話をしていきたいと思います。ちなみに彼は、運動もそういう形なんですけれども、合唱コンクールではいつもピアノを弾いていたんです。そのぐらいいろいろなこともできる先輩がいるということでは、在校生も大変励みになると思いますので、子供たちの目標となるような人がこういうことでやっているんだよというようなことを、現役の中学生にお伝えしていきたいと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 本当にこれ、甲子園に出る見込みが高いわけですから、選抜に出ることであれば、それもエースで出る可能性が高いということでございますので、大変町にとって名誉なことと思っているわけでございます。前回も中学校に横断幕をつけましたけれども、今回はそれプラスもう一つ大きな横断幕を、役場とか、あるいはプラザの下にかけるところでございますので、そういったものもつけられればいいのかと。町の町民に広く知らせていくと。それから広報などにもできれば載せてあげたいと、そんなふうに今思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この大嶋君ですが、本当に来年の甲子園出場の活躍を祈ります。

以上で一般質問を終わりにします。今回も、私を含めて一般質問は5名の議員が行いました。皆さんよい質問をしたと思います。ただ、執行部に関して、特に成田神崎線に関しての答弁は曖昧だったと思います。年度内にできる、できないははっきりしたほうがよいと思います。この件に関しますと、3月の議会でも私はやりますが、今、繰越費ということがあって、年度繰越しは平気にやるようなんですけれども、これもどうかと思いますが、これはこれで繰越費でいいと思いますけれども、答弁ははっきり記録に残るわけなんですから大事なことです。10年でできる道路が25年もかかる。そのときには町長も替わる、課長も替わってしまう、で、そのときそのときの質問では、そういうときによって違うような答弁もなってしまう。

池田さんは、場合によっては3月の当初予算に関しては考えると言いますが、私も、この3月までに用地を買える、買えないで継続費を使って先送りするようでは、当初予算に関しては考えます。また、植房地区の皆さんには地区説明が必要だとは思いますが。あと10年、石橋さんはもう辞めてしまって、場合によっては町長になっているか

もしれませんが、なるべく早く、10年を短くできるように努力していただきたいと思います。

議員の皆様、執行部の皆様、よいお年を迎えてください。一応これで一般質問を終わりにします。

○議長（高柳 智君） 以上で、10番 實田久元議員の質問を終わります。

ここで休憩します。議場の時計で15時35分まで休憩します。

（午後 3 時20分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3 時35分）

○議長（高柳 智君） ここで、先ほど答弁ではないんですが、要望書の中で個人を特定できる住所、氏名、電話番号を読み上げてしまった部分がございます。通常答弁に関しては、議長のほうでどうのこうのはできないんですが、答弁ではございませんでしたので、その部分に関しましては議事録から議長権限により削除したいと思います。

◎日程第 2 議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度神崎町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億4,730万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきましては、16款県支出金に衆議院議員選挙費委託金830万円を計上いたしました。

歳出は、2款総務費、衆議院議員選挙費として、選挙の執行経費830万円を計上いたしました。これは、衆議院の解散・総選挙が10月15日の公示、10月27日の投開票で執行されるに当たり、予算措置について急施を要したため、10月7日に専決処分をしたものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この専決処分は衆議院の選挙に伴う830万ですが、本町での選挙、いろいろ選挙あります。期間だとか、いろいろな、長いのと短いの、いろいろありますが、大体1回の選挙で、本町での選挙は800万前後なんですか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

今回衆議院議員選挙の選挙費用であります。約300万ほどは読取分類機、国から来るお金で開票用の読取分類機を買っておりますので、これはこの選挙のみの費用になるのかなと思っております。通常、大体500万前後が選挙にかかる費用と考えていただいてよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございますか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案を承認する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第3 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第3 議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正をすることについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 布施学校組合、学校組合というのは初めて聞く言葉なのですが、これはどういう組合なのかということと、このほかに県内にこのような組織はあるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それではお答えをいたします。

布施小学校について説明させていただきます。こちらの小学校、創立150年になる歴史のある小学校でございまして、昭和30年の市町村合併により、当時の布施村、これが大原町と御宿町の2町に分裂したことにより、そのときに村立の布施小学校を維持するために、組合組織での維持をするために布施学校組合を設立したものであります。昭和30年といいますと、今から70年前のお話になりますが、そのときに布施学校組合を設立し、全国的にも珍しい一部組合立の小学校ということで設立がされたものであります。学校の所在地は御宿町上布施、この組合の事務所は御宿町の役場内にございます。また、現在の学区につきましては、いすみ市の上布施と下布施、御宿町の上布施、進学先はいすみ市立大原中学校と御宿町立の御宿中学校ということになっております。

この学校が、令和6年の4月1日に、現在19名ということで、令和3年の10月から

閉校に向けた協議が行われ、今回、令和7年3月31日をもって組合の解散が決まったものであります。今回の議案は、布施学校組合の解散に伴う千葉縣市町村総合事務組合の規約の一部改正を議決を求めるものであります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ほか、県内にあるか。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） こちら全国的にも珍しい組合組織ですので、県内にございません。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第2号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第4 議案第3号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、本年8月8日に人事院から、10月8日に千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員及び県職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、本町においても、この勧告に準じて給与改定を行うものであります。

主な改正内容ですが、民間給与との較差を是正するため、初任給を高卒2万3,600円、大卒2万3,200円引き上げ、期末勤勉手当を年0.1か月分引き上げるなどの改定を行うものであります。

実施時期につきましては、給料は令和6年4月1日に遡っての実施となります。期末勤勉手当は、令和6年12月1日からといたします。

なお、給料等の改正に伴う今年度の影響額は、約1,400万円であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第3号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第5 議案第4号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に伴う一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を年0.1か月分引き上げる改定を行うものであります。

実施時期も、一般職と同様の令和6年12月1日からといたします。

なお、この改正に伴う今年度の影響額は約21万円であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありますか。

賛成討論はありますか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第4号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第6 議案第5号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会から給与等に関する勧告がなされたことに伴い、本町においても、この勧告に準じて一般職の職員の給与改定を行う予定であり、給与等の基本的な考えを準用している会計年度任用職員に関しても同様の措置を取るため、神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容ですが、準用する一般職の職員の給料表改定に伴う令和6年4月1日に遡っての給与改定となります。

なお、施行時期につきましては、令和7年1月1日からいたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 会計年度任用職員についてで、今町長の提案理由の中で、影響額がどのくらい上がるんだが、報告なかったと思います。それと、これ一般職と準じて遡って、人勧だからこれはしょうがないけれども、これでも幾らかでも神崎町の職員のラスパイレス指数は上がるわけですが、現在ラスパイレス度、県内で何位くらいになっているんですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今回の条例改正に基づきます影響額につきましては、年間で1,200万円ほどを想定してございます。

また、ラスパイレスにつきましては、令和6年で神崎町、県内16位ということで、100.6というような数字になっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第5号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第7 議案第6号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年12月8日の定例議会にて、工事施工に関する契約のご承認、令和6年3月25日の臨時議会において、工事請負契約の変更の承認はいただきました。道の駅改修土木工事（浄化槽整備）の再度の変更であります。

変更点としましては、当初に移設で予定していた受水槽を新設することになり、また、浄化槽の設置箇所にて、地盤改良を追加で実施することとなったため、本工事の施工工程の見直しが必要となったことから、工期の延長をするものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 今の町長の提案理由の説明の中に、当然この工期が延びるということは議案に書いてありますが、地盤改良等が必要になるという、ごめんなさい、

提案理由の説明の中にありましたけれども、これはこの金額のままでその工事ができるのでしょうか。また、いずれこれ補正になるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） ただいま提案理由を7号の提案理由になっていますが、内容としては一緒ですので、そのまま6号の質問ということでよろしいですか。

○9番（高橋 正剛君） そうそう。

○議長（高柳 智君） そうですね。

○9番（高橋 正剛君） 7号って言った。

○議長（高柳 智君） いえいえ、町長の提案説明の中で7号と言ってしまったんですけれども、6号ですので。

○9番（高橋 正剛君） 6号、6号。6号は変更ないの。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

こちらの道の駅改修土木工事（P A接続部造成）に関してですけれども、工事の内容等も変更にはなっております。こちらにつきましては、3月の議会で改めて提出させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第6号 工事請負契約の変更についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第8 議案第7号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年12月8日の定例議会において、工事施工に関する契約のご承認、令和6年3月25日の臨時議会において、工事請負契約の変更のご承認をいただきました。道の駅改修土木工事（浄化槽整備）の再度の変更であります。

変更点としましては、当初に移設で予定していた受水槽を新設することになり、また、浄化槽の設置箇所にて、地盤改良を追加で実施することとなったため、本工事の施工工程の見直しが必要となったことから、工期の延長をするものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第7号 工事請負契約の変更についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第9 議案第8号 令和6年度神崎町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第8号 令和6年度神崎町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億380万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金、民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金として640万円を計上いたしました。

16款、県支出金、農林水産業費県補助金では、農地利用最適化交付金として、388万4,000円を計上いたしました。

18款、寄附金では、ふるさと寄附金500万円を計上いたしました。

19款、繰入金では、公共施設整備基金繰入金833万円を減額いたします。

20款、繰越金は、前年度繰越金3,801万8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、ふるさと寄附金事業として、ふるさと寄附金に係る謝礼品及び業務委託料250万円を計上いたします。

3款、民生費では、障害者福祉費として、障害福祉サービス費等給付1,280万円を計上いたします。

4款、衛生費では、保健衛生総務費として、こども医療費助成金235万7,000円を計上いたします。

6款、農林水産業費では、農業委員会運営事業として、農業委員・農地利用最適化推進委員報酬として378万4,000円を計上いたします。

7款、商工費では、観光費として、酒蔵まつり実行委員会補助金97万1,000円を計上いたします。

10款、教育費では、学校管理費として、神崎小学校及び神崎中学校の空調用燃料費、2校合わせて162万円を計上いたします。

そのほか、人件費の補正につきましては、人事院勧告に基づく給与改定による増額

及び職員の育休取得による減額をいたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） 何点かあります。11ページ、ふるさと寄附金事業、250万円が増額になって返礼品で125万円ということですが、これは返礼品でベストスリーというのはどういうものがあるのでしょうか。

それと12ページ、ふれあいプラザ管理事業、工事請負費833万円、空調機器改修工事の減額、これは大きい減額なのですが、これはなぜでしょうか。

それと15ページ、保育所共通運営費、委託料、管外保育委託料が498万3,000円となっておりますが、これは何名の委託料になりますか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうからふるさと寄附金の上位3品目をお答えいたします。まず、1位になって、今のところ一番寄附が多いのがレンコンになります。2番目が、令和5年産のコシヒカリが好調でありました。3番目に乳酸発酵飲料が入って、現在のところのランキングになります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

神崎ふれあいプラザの保健福祉館の空調改修工事に伴う減額になりますけれども、こちらにつきましては年度当初に発注のほうをいたしまして、機器等の価格が上昇をする前に調達することができたため、このような大きな金額となっております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） 保育関係の回答をいたします。

管外保育の委託料ですが、町内に住所を有する子供たちが、保護者の都合で町外の保育園、幼稚園等に通う場合に、その委託料を支払うものです。今回、年度途中から4名追加になります。香取市が1か所、成田市が3か所、合計4名の子供たちが町外に通っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

3 番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 9ページの16款、県支出金のところの農林水産費県補助金というところなんですけれども、ここでいっている農地利用最適化の交付金と飼料米等拡大支援事業補助金という、この2項目について、これは今年度、6年度の水稲なり、農地というところに対しての補正が組まれたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

こちらまず1点目、農地利用最適化交付金、こちらですが、こちらにつきましては農業委員の、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動、そして町内の集積率であるとか、遊休農地の解消状況といったものを総合的に勘案して、国のほうから配分が来る交付金でございます。ですので、こちらにつきましては、農業委員さん、最適化推進委員さん等の活動等の実績に補助金が来るものです。

もう一つ、飼料用米等拡大支援事業補助金、こちらですけれども、こちらは県単の補助事業でございます。飼料用米の作付そのものというものが減ったわけなんです、こちらの県単の事業につきましては、飼料用米を作付して団地化、要は5ヘクタール以上の面的つながりのある農地の耕作を行いますと、補助対象が増えるというようなものになります。飼料用米の専用品種の作付が今年増えたことから、こちらの団地の加算金が増えたために、額が大きくなったというものでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 16ページ、衛生費、廃棄物収集事業、役務費で不法投棄物廃棄手数料21万円とありますが、これはどのようなものですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問にお答えさせていただきます。

こちらの不法投棄物の廃棄手数料に関しましては、町の中に不法投棄されたタイヤ等、一部伊地山のクリーンセンターのほうに運び込みができないものに対して、町のほうで処分をする費用になります。今回、タイヤや冷蔵庫、テレビ等々、その不法投棄がございまして、こちらのほうの不足分として21万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

3番 椿委員。

○3番（椿 浩一君） 12ページの地域振興費というところで、循環バスのところで、バス停留所の標識というところがあるんですけども、これは新たにバスの停留所をつくったものなのか、何か古いところ、古くなったものを交換したものなのか、もし新しい場所に設置したならば、それ場所を教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

こちらにつきましては、藤の台に新設のバス停を設置するということで予算措置をさせていただいたものです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿委員。

○3番（椿 浩一君） じゃあ藤の台の、少し詳しい場所が分かれば教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

藤の台の入り口の県道沿いにバス停を設置するものとなります。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第8号 令和6年度神崎町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第10 議案第9号 令和6年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第9号 令和6年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,500万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものにつきましては、5款、県支出金で、保険給付費等交付金（普通交付分）として810万円を計上いたします。

7款、繰入金では、一般会計繰入金として123万円、財政調整基金繰入金として716万9,000円を計上いたします。

8款、繰越金では、前年度繰越金を489万9,000円減額いたします。

歳出の主なものにつきましては、2款、保険給付費では、一般被保険者療養給付費及び高額療養費として810万円を計上いたします。

3款、国民健康保険事業費納付金では、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分、合わせて175万2,000円を減額いたします。

6款、基金積立金では、前年度繰越額を財政調整基金へ積み立てるため、510万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第9号 令和6年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第11 議案第10号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第10号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,955万円とするものであります。今回の補正は、職員の給与改定の改正に伴う人件費が主な内容であります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきましては、6款、繰入金では、職員給与費等繰入金として30万円、事務費繰入金として20万円を計上いたします。

歳出につきましては、1款、総務費で、給与改定に伴う人件費の補正として職員給与等30万円、会計年度任用職員報酬20万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第10号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第12 議案第11号 令和6年度神崎町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第11号 神崎町水道事業会計第1号補正予算についての提案理由を申し上げます。

本予算案は、収益的支出を661万1,000円減額し、収益的支出の総額を2億1,062万6,000円とするものであります。

内容については、神崎町一般職の職員の給与改定に伴い、水道事業企業職員の給与費等についても同様に増額し、人事異動に伴う給与費等の減額を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第12 議案第11号 令和6年度神崎町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 陳情第1号の上程、説明、採決

○議長（高柳 智君） 日程第13 陳情第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情書を議題とします。

陳情書を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） お諮りします。本案は陳情でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第13 陳情第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情書を採決します。

本陳情を採決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本陳情は採択されました。

◎追加日程第1 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 追加日程第1 議案第12号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第12号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、準用河川神崎川右岸護岸整備工事に関わるもので、予定価格が5,000万円を超えたことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 契約工事、契約が成立した日の翌日から令和7年8月29日、これ工事期間ですが、これは年度をまたぐわけなんです。繰越明許になるのか、それとも、これは継続費ではないとは思いますが、これに関して年度をまたぐというのはどのようなことなんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

本工事につきましては、本年6月議会において継続費の設定のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1 議案第12号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（高柳 智君） 以上で本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、令和6年第6回神崎町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後4時40分）